

平成 28 年度 第 1 回著作権研究会

クリエイタ指向の著作権制度を求めて

—国際社会における日本の著作権法の検討—

主催 公益社団法人 日本写真家協会・著作権委員会

今回の著作権研究会は、早稲田大学法学学術院の上野達弘教授に依頼しました。

著作権委員会では以前から、日本の著作権法においてはクリエイタを保護する制度が欠けているのではないかと常々疑問を持っていました。現状では問題が起こった場合の最終解決策は裁判によるようになっていながら、実際にはその多くが和解協議で解決しており、裁判に到ることは余りありません。そして運悪く当事者となった場合、われわれ写真家（クリエイタ）にとっては、和議の場合でも裁判の場合でも金銭面や時間、労力などが大変な負担となることでしょう。今回の講師を依頼した上野教授はここに問題があると考えています。

日本の著作権法ではクリエイタの権利のみが書いてあるだけで、その権利が侵害されたら裁判所に行きなさいとしか示されておりません。たったそれだけかと言う不満をもって今回の主題といたしました。

○講師紹介：上野達弘（うえのたつひろ）

早稲田大学法学学術院教授。1971年東京生まれ。兵庫県立神戸高校、京都大学法学部卒、同大学院法学研究科修了。成城大学法学部専任講師、立教大学法学部助教授を経て、2013年より現職。2009～2011年マックスプランク知的財産法研究所（ドイツ・ミュンヘン）客員研究員。著作権法学会理事、日本工業所有権法学会常務理事、ALAI Japan 理事、法とコンピュータ学会理事、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会委員、同国際小委員会委員など。

記

日 時 : 2016年10月24日(月) 13:30～17:00 (受付13:00～)
会 場 : JCIIビル6階 会議室 東京都千代田区一番町25番地
講 師 : 早稲田大学法学学術院教授 上野達弘
参加費 : 無料、申込順100名(満席の場合はご連絡いたします)
申込先 : Fax または e-mail で、日本写真家協会事務局まで
申込期限 : 2016年10月21日(金)

氏名 _____ e-mail _____ @ _____

連絡先 〒 _____

電話 _____ Fax _____

職業・所属団体・勤務先・学校名 _____

○ご記入いただいた個人情報、当研究会と次回開催案内の目的のみに使用させていただきます。

Fax: 03-3265-7460 e-mail: info@jps.gr.jp